

# 横浜市名木古木保存事業要綱

制 定 昭和46年8月3日  
最近改正 平成31年4月1日（局長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条の規定及び「横浜みどりアップ計画」に基づき、保存すべき樹木を指定することにより、地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木をもって潤いのある市民生活の確保と、都市の美観風致を維持することを目的とする。
- 2 名木古木保存事業の助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金等規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録樹木医  
一般財団法人日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として認定された者のうち、横浜市名木古木の樹木診断及び樹木治療等に当たる樹木医登録要領（平成12年1月18日制定）による登録を受けた者をいう。
- (2) 樹木診断  
樹木の樹勢、樹形、病虫害、損傷、腐朽、土壌及び根系の状態を調べるために登録樹木医によって行われる外観診断及び精密診断をいう。
- (3) 樹木治療  
登録樹木医による診断の結果、衰退が認められた樹木の健康を取り戻すことを目的として登録樹木医によって行われる周辺環境の整備、病虫害の防除、枝のせん定や枯枝の除去、土壌の改善と発根促進、枝や幹等の外科手術及び支柱や保護柵の設置等をいう。
- (4) 樹木管理  
樹木の健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防を目的に行われるせん定及び周辺環境の整備等のうち別表に定めるものをいう。
- (5) 市内中小企業者  
横浜市中企業振興基本条例（平成22年3月29日条例第9号）第2条第1項に規定するものをいう。

## （指定基準）

- 第3条 市長は、故事、来歴若しくは由緒があり、又は象徴的樹木として親しまれている樹木、かつ、生育が良好で樹容が優れている樹木であって、次の各号の全てに該当するものを名木古木として指定することができる。
- (1) 樹齢は、おおむね100年以上であること。
  - (2) 隣地へ著しく越境していないこと。
  - (3) 市民が容易に鑑賞等できること。
  - (4) 公有地においては、街路樹でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当しなければ指定することができない。ただし、該当しない場合においても樹木の周辺環境及び生育特性上やむを得ないと市長が判断した場合は、この限りでない。
- (1) 地際から1.5メートルの高さの幹の周囲（以下「目通り周」という。）が1.5メートル以上であること。ただし、その高さで枝分かれしている場合は、枝分かれする直前の部分、株立ちの場合は、全ての幹の周囲の和の7割が1.5メートル以上であること。
  - (2) 高さが15メートル以上であること。
  - (3) 灌木類で、樹冠直径が3メートル以上であること。
  - (4) 登はん性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
  - (5) 生垣をなす樹木の集団であり、その生垣の高さが3メートル以上で、かつ、長さが30メートル以上であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、対象樹木が環境省の指定した要注意外来生物である場合は、指定をすることができない。

## （指定調整会議）

第4条 市長は、名木古木の指定及び解除の審査を行うため、名木古木保存事業指定調整会議（以下「指定調整会議」という。）を設置し、助言をもらうものとする。なお、指定調整会議の運営については、

別途定めるものとする。

(指定)

第5条 樹木を所有している者又は所有している者から管理を委任されている者で、当該樹木について名木古木の指定を受けようとする者は、名木古木指定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 樹木を所有している者から管理を委任されている者が前項の規定による申請をする場合は、樹木を所有している者の委任状を申請書に添付しなければならない。

3 市長は、第1項に基づく申請があったときは、現地調査に基づき作成した名木古木調査表（第2号様式）により、必要な審査を行うものとする。

4 前項の審査の結果、指定することが適当であると認めたときは、その旨を申請者に名木古木指定通知書（第3号様式）により通知する。

5 第3項の審査の結果、指定することが不相当であると認めたときは、その理由を付して、名木古木不指定通知書（第4号様式）により、その旨を申請者に通知する。

(指定の告示等)

第6条 市長は、名木古木の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、本事業により指定した旨の分かる標識を、市民が容易に鑑賞等できるよう配慮した場所に設置するものとする。

(所有者等の管理責務)

第7条 第5条第4項の規定により通知を受けた者（以下「所有者等」という。）は、当該樹木の枯損の防止、病虫害の防除、周辺への配慮及びその他の良好な管理をしなければならない。

(所有者等変更届出書の提出)

第8条 所有者等は、所有者等の変更があった場合は、所有者等変更届出書（第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 樹木を所有している者から管理を委任されている者が前項の規定による届出をする場合は、樹木を所有している者の委任状を届出書に添付しなければならない。

(解除の申請)

第9条 所有者等は、指定の解除を受けたいときは、理由を付して名木古木指定解除申請書（第6号様式）に現在の樹木の状況が分かる写真を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定の解除等)

第10条 市長は、指定した樹木が次の各号のいずれかに該当するときは、名木古木の指定を解除することができる。

(1) 第3条に定める指定基準を満たさなくなったとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

2 前条の規定により申請のあったときは、解除するものとする。

3 前2項の規定により名木古木の指定を解除した場合には、市長は理由を付して、名木古木指定解除通知書（第7号様式）により、所有者等へ通知し、標識を撤去する。

(定期調査)

第11条 市長は、指定後10年ごとを目安に、名木古木として指定した樹木が良好な生育が維持されているか調査を行い、名木古木調査表（第2号様式）を作成する。

2 市長は前項の規定により調査を行うときは、所有者等に対し、事前に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は、所有者等が次の各号に掲げる行為を行うときは、これらに要する経費の一部を助成金として交付することができる。

(1) 樹木診断

(2) 樹木治療

(3) 樹木管理

(助成金の額)

第13条 助成金の額は、前条各号に掲げた行為を実施するために要する1本当たりの経費の2分の1とする。ただし、各当該樹木に対し1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り捨てた金額とする。

2 助成限度額は、1本当たり次の各号に定めるところによる。

- (1) 樹木診断 40,000円
  - (2) 樹木治療 300,000円
  - (3) 樹木管理 200,000円
- 3 前2項の助成は、毎年度予算の範囲内において行うものとする。

(助成金の交付の申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする所有者等は、第12条各号に掲げる行為の施工前に名木古木助成金交付申請書(第8号様式)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 収支予算書(第9号様式)
  - (2) 登録樹木医による見積書の写し(樹木診断に係る助成金の交付を申請しようとするとき)
  - (3) 登録樹木医によって行われた診断書の写し及び登録樹木医による見積書の写し(樹木治療に係る助成金の交付を申請しようとするとき)
  - (4) 必要経費の見積書の写し(樹木管理に係る助成金の交付を申請しようとするとき)
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 補助金等規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書の記載を省略できる事項は、同条第1項第3号に定める補助事業等の経費の配分及び使用方法と、その他補助事業の遂行に関する計画とする。
- 3 補助金等規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への添付を省略できる書類は、同条第2項第1号、第2号及び第4号に定める書類とする。
- 4 当該樹木が、当該年度を含む前3年度に第12条各号に掲げる助成金の交付を受けているときは、その同一各号に掲げる助成金交付の申請をすることはできない。  
ただし、気象庁が発令表する警報及び特別警報(以下「警報等」という)による自然災害等により損傷した樹木に対し作業を行う場合はこの限りでない。その場合は横浜市に警報等が発表されてから1週間以内に市長に対し申請することとする。
- 5 国、地方公共団体その他公共団体若しくはこれらのものに準ずるものが所有する樹木については申請することができない。
- 6 第1項第4号の見積書については、市内中小企業者から徴収するよう努めなければならない。
- 7 所有者等は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定及び通知)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を行い、助成金を交付することが適当であると認めるときは、名木古木助成金交付決定通知書(第10号様式)により、不適当であると認めるときは、理由を付して名木古木助成金不交付決定通知書(第11号様式)により、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

- 第16条 市長は、前条の審査の結果、助成金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。
- 2 所有者等は、前条により助成金を交付することが適当であると認められたときは、善良な管理者の注意を持って、本助成事業を行うものとし、特に次の各号について配慮するものとする。
- (1) 当該樹木が良好に管理されること。
  - (2) 周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。
  - (3) 必要に応じて近隣住民への説明を行うこと。
- 3 市長は、助成金の使途について必要があると認められるときは、調査を行うものとする。

(実績報告書の提出)

第17条 第15条の規定により助成金の交付の決定を受けた所有者等(以下「助成決定者」という。)は、当該樹木診断、樹木治療又は樹木管理を完了したときは、速やかに名木古木実績報告書(第12号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第9号様式)
- (2) 経費が明記された領収書の写し又は支出を証する書類の写し。ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、請求書の写しを添付することによりこの書類に代えることができる

が、施工事業者への支払を行った後、速やかに領収書の写しを市長に提出しなければならない。

- (3) 登録樹木医による樹木診断報告書（樹木診断に係る助成金の交付決定を受けたとき）
  - (4) 登録樹木医による樹木治療等報告書（樹木治療に係る助成金の交付決定を受けたとき）
  - (5) 名木古木樹木管理報告書（第13号様式）及び樹木管理の完了を確認できる実施前後の写真（樹木管理に係る助成金の交付決定を受けたとき）
  - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 補助金等規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略できる書類は、同条第1項第3号に定める書類とする。
- 3 第14条第7項のただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 4 第14条第7項のただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した所有者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （助成金額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書等の審査により履行の確認を行い、助成金交付の内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたときは、交付すべき額を確定し、名木古木助成金額確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。なお、助成金額の確定に当たっては、必要な措置を助成決定者に求めることができる。

#### （助成金の請求及び支払）

第19条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、名木古木助成金支払請求書（第15号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領後、適正であると認めたときは、当該助成決定者に対し、当該助成金の支払を適法な請求書を受領日から起算して30日以内に行うものとする。

#### （助成金の交付決定の取消し）

第20条 市長は、助成決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の内容を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条に規定する決定通知書を受け取った年度内に、第17条に定める実績報告が完了しないとき。
- (4) 第7条に定める内容に違反したと認められるとき。
- (5) その他法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (6) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、助成決定者に対し、理由を付して名木古木助成金交付決定取消通知書（第16号様式）により、その旨を通知しなければならない。

#### （助成金の返還）

第21条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されており、かつ、その助成金の交付の決定を取り消した日が、第18条による助成金額確定の通知日から3年以内のときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

#### （報告の聴取）

第22条 市長は、所有者等に対し、名木古木の保存のため必要な限度において、報告を求めることができる。

#### （関係書類の保存期間）

第23条 助成金決定者は、補助金等規則第26条の規定により、市長が定める関係書類を第18条による助成金確定の通知日から5年間保存しなければならない。

#### （立入調査）

第24条 市長は、必要に応じて、名木古木調査のための立入調査をすることができる。

2 市長は、前項の立入調査を行う際に、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったとき

はこれを提示しなければならない。

(実施細則)

第25条 この要綱の施行に際し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。  
(横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱の一部廃止)
- 2 横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱の第3章名木古木保存事業は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱施行の際、現に横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱に基づき契約及び指定され、平成8年4月1日から実施される名木古木については、この要綱によりなされた契約及び指定と見なす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成12年1月12日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱に基づき契約及び指定されている名木古木については、この要綱により指定されたものと見なす。

附 則

この要綱は平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成21年9月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されている名木古木については、この要綱による改正後の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成23年12月6日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されている名木古木については、改正後の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されたものとして適用する。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されている名木古木については、改正後の横浜市名木古木保存事業要綱の規定により指定されたものとして適用する。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されている名木古木については、改正後の横浜市名木古木保存事業要綱の規定により指定されたものとして適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。
- 4 平成27年度以前の予算に係る補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市名木古木保存事業実施要綱の規定により指定されている名木古木については、改正後の横浜市名木古木保存事業要綱の規定により指定されたものとして適用する。

3 この要綱の施行の際現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。

4 平成30年度以前の予算に係る補助金に関しては、なお従前の例による。

別表（第2条第4号）

管理項目	管理方法	助成対象となる作業の回数
せん定	<p>1 名木古木のせん定は、樹木の健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防を目的とする。せん定は樹木本来の樹形を尊重する。樹木の性質及びせん定の頻度・程度等を考慮し、最も適切なせん定方法により実施するものとする。</p> <p>2 越境枝せん定等により、樹形が乱れるせん定を実施しなければならない場合については、事前に市職員及び登録樹木医に意見を求めるものとする。</p> <p>3 枝の切り戻しの際には、枝の枯れ込みを防止するため、細枝を残してせん定し、「ぶつ切り」は行わないこと。</p> <p>4 市職員及び登録樹木医の了承なく「ぶつ切り」等樹形が乱れるせん定が行われた場合については、当該樹木に係る助成金の交付は行わないものとする。</p>	1回
周辺環境の整備等	<p>1 周辺環境の整備等とは、病虫害の防除、土壌改良などによる植栽基盤の改善、支柱の設置及び補修、防風生垣のせん定及び清掃など、樹木の健全な生育に係るものとする。</p> <p>2 周辺環境の整備による助成を受ける場合は、事前に市職員に意見を求めるものとする。</p>	

第1号様式（第5条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

# 名木古木指定申請書

（申請先）  
横浜市長

年 月 日

申請者 住所

氏名 ⑩  
（法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名）  
電話

次の樹木について、名木古木としての指定を受けたいので申請します。  
また、指定の決定があった場合には、告示及び標識の設置に同意します。

樹種	樹齢（年）	樹高（m）	目通り周（m）	故事・来歴・由緒等
所在地 横浜市 区 町 ( 内)				

- （注意） 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。  
2 樹木の所有者より管理を委任されている者が申請する場合は、所有者の委任状が必要となります。





## 名木古木指定通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

（法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました樹木については、名木古木として指定することに決定しましたので通知します。

名木古木指定樹木

指定番号	樹種	樹齢（年）	樹高（m）	目通り周（m）	所在地

（注意） 1 指定の告示等

市長は、名木古木の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、本事業により指定した旨の分かる標識を、市民が容易に鑑賞等できるよう配慮した場所に設置します。

2 所有者等の管理責務

所有者等は、当該樹木の枯損の防止、病虫害の防除、周辺への配慮及びその他の良好な管理をしてください。

3 所有者等変更届出書の提出

(1) 所有者等は、所有者等の変更があつた場合は、所有者等変更届出書（第5号様式）により速やかに市長に届け出てください。

(2) 樹木を所有している者から管理を委任されている者が所有者等変更届出書（第5号様式）を届け出る場合は、樹木を所有している者の委任状を届出書に添付してください。

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第4号様式（第5条第5項）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木不指定通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

（法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました樹木については、次のとおり名木古木として指定しないことに決定しましたので通知します。

### 1 名木古木指定申請樹木

樹種	樹齡（年）	樹高（m）	目通り周（m）	所在地

### 2 不指定となる理由

---

---

---

---

---

---

---

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 所有者等変更届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市長

届出者 住所

氏名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

電話

名木古木の指定を受けた次の樹木について、樹木の所有者等に変更がありましたので横浜市名木古木保存事業要綱第8条第1項に基づき届け出ます。

### 1 届出対象樹木

(1) 指定番号

(2) 所在地 横浜市 区

### 2 変更前・変更後の所有者等の住所、氏名及び電話番号

	旧所有者	新所有者
住所		
氏名		
電話番号		

### 3 変更理由

- （注意）
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
  - 届出者は、旧又は新所有者等となります。
  - 樹木の管理を委任されている者が届出者である場合は、樹木の所有者の委任状を添付してください。

## 名木古木指定解除申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

電話

名木古木の指定を受けた次の樹木について、指定の解除を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

指定番号	樹種	樹齢（年）	樹高（m）	目通り周（m）	解除理由
所在地	所在地 横浜市 区 町				（ 内）

### 1 添付図書

現在の樹木の状況が分かる写真（各樹木につき2、3枚程度）

（注意）署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

## 名木古木指定解除通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

（法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

横浜市長



次の樹木について、名木古木の指定を解除しましたので通知します。

### 1 名木古木指定解除樹木

指定番号	樹種	樹齢（年）	樹高（m）	目通り周（m）	所在地

### 2 解除理由

---

---

---

---

---

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。



第9号様式（第14条第1項第1号、第17条第1項第1号）

「横浜みどりアップ計画」

収 支 （ 予 算 ・ 決 算 ） 書

収 入	項 目	金 額	積算の内訳
	自己負担分	円	
	名木古木助成金	円	
	計		

支 出	項 目	金 額	積算の内訳
	計		

第 10 号様式（第 15 条）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木助成金交付決定通知書

（第一面）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様  
（法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による  
の助成金については、次の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

助成金交付対象樹木及び助成金交付予定金額

指定番号	樹種	助成金交付予定金額	交付予定時期
		円	
	計	円	

交付金額は、名木古木実績報告書等提出の後、名木古木助成金額確定通知書で確定します。



(第二面)

交付の条件

- 1 この助成金は、名木古木保存事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- 2 この助成金の使途について必要がある時は、調査を行うことがあります。
- 3 当該樹木が良好に管理されること。
- 4 周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。
- 5 必要に応じて近隣住民への説明を行うこと。
- 6 次のような場合には、横浜市名木古木保存事業要綱第 20 条に基づき、助成金の交付決定を取り消します。
  - (1) 偽りその他不正の手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 第 15 条に規定する決定通知書を受け取った年度内に、第 17 条に規定する実績報告を完了しないとき。
  - (4) 第 7 条に定める内容に違反したと認められるとき。
  - (5) その他法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
  - (6) 市長が特に必要があると認めるとき。
- 7 横浜市名木古木保存事業要綱第 14 条第 7 項のただし書きにより交付の申請をした所有者等は、実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出してください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 11 号様式（第 15 条）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木助成金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

（法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名）

横浜市長



年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による の  
助成金については、次のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

指定番号	樹 種 名

理由

---

---

---

---

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第12号様式（第17条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木実績報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住所

氏名

㊟

(法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名)

電話

年 月 日 第 号により助成金交付の決定を受けました「横浜みどりアップ計画」による樹木診断・樹木治療・樹木管理が完了しましたので、関係図書を添えて報告します。

1 完了年月日 年 月 日

2 添付図書

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 経費が明記された領収書の写し又は支出を証する書類の写し。ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、請求書の写しを添付することによりこの書類に代えることができるが、施工事業者への支払を行った後、速やかに領収書の写しを市長に提出しなければならない。

(3) 登録樹木医による樹木診断報告書（樹木診断に係る助成金の交付決定を受けたとき）

(4) 登録樹木医による樹木治療等報告書（樹木治療に係る助成金の交付決定を受けたとき）

(5) 名木古木樹木管理報告書（第13号様式）及び樹木管理の完了を確認できる実施前後の写真（樹木管理に係る助成金の交付決定を受けたとき）

(6) その他市長が必要と認める書類

(注意) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。



## 名木古木助成金額確定通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様  
(法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名)

横浜市長



年 月 日に名木古木実績報告書の提出のありました「横浜みどりアップ計画」による  
の助成金の額を次のとおり確定しましたので通知します。

助成金額	円
交付決定通知番号	年 月 日 第 号

- (注意) 1 次のような場合には横浜市名木古木保存事業要綱第20条に基づき助成金の交付  
の決定の内容を取り消すことがあります。
- (1) 偽りその他不正の手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 第7条に定める内容に違反したと認められるとき。
  - (4) その他法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
  - (5) 市長が特に必要と認めるとき。
- 2 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該  
補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額に  
ついて、速やかに市長に報告してください。
- 3 この通知を受領後、速やかに名木古木助成金支払請求書（第15号様式）を市  
長に提出してください。

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第15号様式（第19条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木助成金支払請求書

年 月 日

(請求先)

横浜市長

請求者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所名称及び代表者氏名)

電話

年 月 日 第 号により確定通知のありました「横浜みどりアップ計画」による名木古木助成金について請求します。

請求額 円

振込先 金融機関	銀行	支店
(フリガナ)		
口座名義人		
預金種目	普通	当座
口座番号		

※請求者と口座名義人が異なる場合は、こちらにも記名及び押印をお願いします。

私は、上記口座名義人

を受取人として認めます。

請求者氏名

印

(A4)

第16号様式（第20条第2項）

「横浜みどりアップ計画」

## 名木古木助成金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様  
(法人にあっては、主たる事務所名称及び代表者氏名)

横浜市長



年 月 日 第 号により交付の決定を通知した「横浜みどりアップ計画」による名木古木樹木助成金については、次のとおり交付の決定を取り消しましたので通知します。

助成金額	円
交付決定通知番号	年 月 日 第 号
取消理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。